

## 仕様書

### 1. 概要

- (1) 件名 (長期継続契約) 市川市公共施設で使用する電力の供給
- (2) 対象施設 いちかわ情報プラザ 市川市南八幡 4 丁目 2-5
- (3) 業種及び用途 官公署
- (4) 契約形態 単価契約 (ただし、基本料金あり)

### 2. 仕様

#### (1) 電力供給条件

- ① 供給電気方式 交流 3 相 3 線式
- ② 供給電圧 (標準電圧) 6,000 ボルト
- ③ 計量電圧 (標準電圧) 6,000 ボルト
- ④ 標準周波数 50 ヘルツ
- ⑤ 受電方式 1 回線方式
- ⑥ 蓄熱設備 なし

#### (2) 契約電力及び予定使用電力量

- ① 契約電力 226kW (令和 5 年 11 月時点)  
但し、500k 未満の契約電力における供給開始後の各月の契約電力は、その 1 月の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。
- ② 予定使用電力量 980,843kWh/年  
(夏季 266,908kWh/その他季 713,935kWh)

#### (3) 供給期間 (契約期間)

令和 6 年 3 月 18 日午前 0 時から令和 9 年 3 月 31 日午後 12 時まで

#### (4) 電力量等の検針

- ① 自動検針装置の有無 有
- ② 電力会社の検針方法 遠隔自動検針

#### (5) 需要地点

需要場所における市川市の設置した第 1 号柱上の東京電力株式会社の架空引込線と市川市の開閉器電源側との接続点

#### (6) 電気工作物の財産分界点

需要場所における市川市の設置した第 1 号柱上の東京電力株式会社の架空引込線と市川市の開閉器電源側との接続点

#### (7) 保安上責任分界点

電気工作物の財産分界点と同じ

(8) 料金体系

電気料金は、基本料金と電力量料金（夏季とその他季）に基づく料金制とする。  
ただし、基本料金は毎月定額とする。

3. その他

- (1) フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有していない。
- (2) 非常用自家発電設備を有している。
- (3) 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、当該地域を管轄する一般電気事業者が定める特定規模需要の標準供給条件による。
- (4) 見積価格の算定にあたっては、力率を 100 パーセントとし、燃料費調整、及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこととする。
- (5) 料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。
  - ① 契約電力及び最大需要電力の単位は、1 キロワットとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入する。
  - ② 使用電力の単位は、1 キロワット時とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入する
  - ③ 力率の単位は、1 パーセントとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入する。
  - ④ 料金その他の計算における合計金額の単位は、1 円とし、端数切り捨てる。
  - ⑤ 消費税額及び地方消費税額の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。
- (6) 料金の請求及び支払については、管財課とする。
- (7) 本契約において、供給期間中に一般電気事業者が基本料金単価又は電力量料金単価を増額した場合であっても、契約した基本料金単価及び電力量料金単価の増額は原則として行わないものとする。
- (8) その他仕様書に定めのない事項については、市川市と協議すること。
- (9) 暴力団等排除に係る契約解除に関する特約条項を遵守すること。